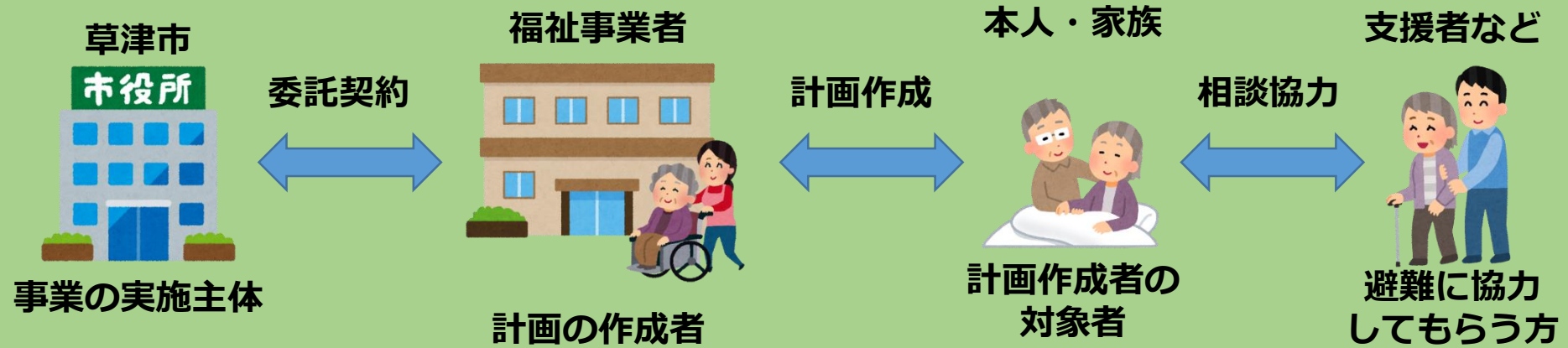


優先的に作成する個別避難計画の事業スキーム

【事業の関係者】



【計画作成の流れ】

① 計画作成優先度の高い人の選定 同意の確認



市役所において避難行動要支援者の中から優先度の高い人を選定※し、選定した方に個別避難計画の作成の同意を確認する。

② 市から委託の説明



対象者の担当福祉事業者の在籍する福祉事業所に委託について説明を行う。

③ 対象者への アセスメント



担当の福祉事業者から対象者の心身状況や地域資源についてアセスメントを行う。

④ 必要であれば 地域調整会議の開催



対象者の家族のみで計画が完成しない場合などは、市と協議のうえ地域調整会議の開催。

⑤ 計画作成



アセスメントや地域調整会議の結果から計画を作成する。

⑥ 訓練の実施



避難訓練などを市と協議のうえ実施し、計画へ反映する。

⑦ 計画の確認



完成した計画を市に提出し、市で確認を行う。

【選定について】

令和5年度第1次対象者：土砂災害警戒区域に居住する避難行動要支援者のうち同意の得られたハイリスクの方その他心身の状況から優先度の高い方
 令和6年度以降第2次～第3次対象者：浸水想定区域に居住する避難行動要支援者のうち同意の得られたハイリスクの方その他心身の状況から優先度の高い方（第2次は浸水深3m以上、第3次は50cm～3mの方）